

# 要 望 書

令和5年4月24日

文部科学大臣政務官 山本 左近 様

全国福祉高等学校長会  
理事長 高橋 秀親

## 高等学校における福祉教育の継続的発展に関する要望

春分の候、ますますご清祥のことと存じます。

さて、超高齢社会の日本社会における介護人材の確保については、これまでも数多くの議論がなされ、様々な政策、及び取り組みがなされております。そこで、表題の件につきまして、今後の安定的な社会の発展に資するためにも、学校教育の本懐である、より良い社会の形成者育成の観点から、以下の3つの内容を要望させていただきます。

### 1、高校福祉教育の「機会の確保」に係る要望

令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げとなる。しかし、発症後のリスクの高い高齢者を預かる多くの介護施設においては、むしろこれまで以上に徹底したリスク管理が必要になるものとする。そこで、令和4年4月14日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」にある「～実習中止、休校等が生じた場合、変わり得る学習の実施により必要な単位等を履修して卒業(修了)した者は、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められることを示しています。～」を継続していただきたい。

### 2、高校福祉教育の「人材の確保」に係る要望

専門学科を有する高等学校において、その教員の確保というのは数ある課題の中でも特に大きなものである。その中でも、福祉教育、及び看護教育の領域においては、教育の質の担保の観点から、教員要件に数多くの制限がかけられており、教員確保の困難さに拍車がかかっている現状である。そこで、このような課題の解決の糸口にするためにも、私立高校における福祉教員採用の際に、一定の要件を付した国による人件費の時限的な一部補助を検討していただきたい。

### 3、各種手当の充実に関する要望

職業学科は、日々変化する社会の様相や技術革新により、専門的知識を更新するための時間的・金銭的負担が大きくなっている。福祉教員は、その教員要件を満たすため定期的に研修を実施しており、その金銭的な負担は小さいとは言えない。そこで、産業教育振興法第五条の規定にて、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員、及び実習助手に対する「産業教育手当」の福祉教育支給による、金銭的な負担軽減について検討していただきたい。

日本の超高齢社会は世界における日本の代名詞であり、もはや日本という国の文化の一つであると考えます。この文化が世界各国から、「やはり日本は素晴らしい文化を持つ国だ」と認識されるためにも、本要望について、よろしくご配慮賜りたくお願い申し上げます。